
AMT/NEWSLETTER

Corporate

2025 年 7 月 17 日

※本ニュースレターの内容は商事法務ポータルにも掲載しています。
掲載ページ URL: https://portal.shojihomu.jp/kaisha_sokusho

会社法改正の最新動向

—法制審議会会社法制部会第 1 回 議事概要—

弁護士 坂本 佳隆 / 弁護士 野村 直弘

Contents

- I. はじめに
- II. 本部会の設置に至る経緯
- III. 第 1 回会議の概要
 - 1. 議事の概要
 - 2. 部会資料の概要
 - 3. 参考資料の概要
- IV. 次回以降の会議の見通し

I. はじめに

本号から、「会社法改正の最新動向」と題する連載を開始する。

本連載は、法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会(以下「本部会」という。)で検討される会社法改正に関する動向をわかりやすく解説することを目的としている。法務省内の本部会のウェブサイト¹では、会議の開催後すぐに議事の概要や資料が掲載され、少し時間をおいて議事録も公開される。そこで、本連載では、本部会の会議ごとに、開催後タイムリーに議事の概要を紹介する「議事概要」と、議事録の公開後、会議で検討された内容を詳しく解説する「議事詳細」の 2 種類のニュースレターを配信していく。

初回となる本号は、本部会第 1 回会議の「議事概要」に当たるが、連載の初回として、本部会の設置に至る経緯を簡単に説明しつつ、第 1 回会議の議事の概要を、公開された資料を踏まえて解説することとしたい。

¹ https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003007_00014.html (2025 年 7 月 10 日最終閲覧。以下、本号で引用するウェブサイトについて同じ。)

II. 本部会の設置に至る経緯

2025 年 2 月 10 日開催の法制審議会総会第 201 回会議は、法務大臣から発せられた諮問第 127 号「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株式の発行の在り方、株主総会の在り方、企業統治の在り方等に関する規律の見直しの可否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」(以下「本件諮問」という。))に関して、その調査審議のため本部会を設置することを決定した²。

この背景として、会社法は、2005(平成 17)年に制定され、2014(平成 26)年と 2019(令和元)年に実質的な改正がされたが、2019 年の改正から約 5 年が経過し、社会経済情勢の変化等に伴い、様々な検討課題が指摘されているという事情がある。

具体的には、政府の「規制改革実施計画」(2024 年 6 月 21 日)³および「規制改革推進に関する中間答申」(同年 12 月 25 日)⁴では、従業員等に対する株式の無償交付、株式対価 M&A の活性化、バーチャルオンリー株主総会等に関する会社法改正の検討が指摘され、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」(同年 6 月 21 日)⁵でも、現物出資規制の緩和等の検討、指名委員会等設置会社制度の運用実態の検証と改善検討等が指摘された。

また、公益社団法人商事法務研究会の下で 2024 年 9 月から開催された会社法制研究会⁶は、見直しを検討すべき会社法のテーマについて幅広く意見を聴取して論点を整理し、2025 年 2 月に「会社法制研究会報告書」⁷を公表した。

経済産業省の下で 2024 年 9 月から開催された『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会⁸も、日本企業の「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス改革の進め方や会社法改正の方向性等を検討し、2025 年 1 月 17 日に「会社法の改正に関する報告書」⁹を公表した。

こうして、政府方針やそれを背景とする研究会での議論も踏まえて、新たに設置された本部会で、会社法の改正に向けた具体的な調査審議が開始されることとなった。

III. 第 1 回会議の概要

1. 議事の概要

本部会の第 1 回会議は、2025 年 4 月 23 日に開催された¹⁰。

まず、事務局から本部会の設置について説明がされた後、神作裕之委員(学習院大学教授)が部会長、藤田友敬委員(東京大学教授)が部会長代理にそれぞれ指名された。

そして、部会資料や参考資料について説明がされた後、フリーディスカッションの形式により、本部会での検討事項に関する意見交換が行われた。

2. 部会資料の概要

公開された「部会資料 1」は、本件諮問に沿って、本部会で見直しを検討すべき事項の例を、①株式の発行の在り方、

² https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044_00005.html

³ https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01_program.pdf

⁴ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/opinion/241225.pdf>

⁵ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2024.pdf

⁶ 座長:神作裕之・学習院大学教授、座長代理:藤田友敬・東京大学教授。2024 年 9 月から 2025 年 2 月までに計 6 回開催された。

⁷ <https://www.shojihomu.or.jp/public/library/3276/report0702.pdf>

⁸ 座長:神田秀樹・東京大学名誉教授。2024 年 9 月から 2025 年 4 月までに計 8 回開催され、同月 30 日に取りまとめが公表された。
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/earning_power/index.html

⁹ https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/earning_power/pdf/20250117_2.pdf

¹⁰ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00287.html

②株主総会の在り方、③企業統治の在り方に関する規律に分けて整理している(表1参照)。もっとも、これらの事項以外の事項について見直しの要否を検討する可能性も排除されていない。

(表1)「部会資料1」記載の検討事項の例

項 目		検 討 事 項 の 例
株式の発行 の在り方	株式の無償交付	・ 上場会社以外の株式会社、従業員および子会社の取締役等を念頭に置いた対象範囲の見直し
	株式交付制度	・ 利用できる範囲の拡大や手続の簡素化
	現物出資制度	・ 検査役の調査を要しない範囲の拡大、関係者の不足額填補責任の緩和
株 主 総 会 の 在り方	バーチャル株主 総会制度	・ 会社法への規律の新設、要件や株主総会決議取消しの訴えの特則等
	実質株主確認制 度	・ 株式会社がいわゆる実質株主(株主名簿に記載・記録されている株主に対して議決権の行使等について指図をすることができる者)を確認するための制度の新設、制度趣旨や制度の実効性を確保するための規律等
	その他	・ 一定の場合には会議体としての株主総会を開催しなくとも株主総会の決議があったものとする制度の導入 ・ 株主提案権の議決権数の要件の見直し
企 業 統 治 の 在り方	指名委員会等設 置会社制度	・ 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の権限等の見直し
	その他	・ 業務執行取締役等である取締役との責任限定契約の締結を可能とする規律

3. 参考資料の概要

公開された3つの参考資料のうち、「参考資料1」は、上記2で述べた「会社法制研究会報告書」である。同報告書では、上記の「部会資料1」記載の検討事項はいずれも記載されているが、ほかにも言及されている事項があり(表2参照)、今後これらが本部会で検討されるかについても注目される。

(表2)「部会資料1」記載の検討事項以外で「会社法制研究会報告書」に記載された主な事項

・株主総会の書面決議(会社法319条1項)の要件の緩和 ・キャッシュ・アウトに関して、特別支配株主(会社法179条1項)の要件の緩和 ・株主総会の検査役を選任に係る申立権者への取締役および監査役の追加 ・会社法316条2項に規定する調査者制度の見直し ・株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求制度の見直し ・株主代表訴訟の要件の厳格化 ・剰余金の配当等に関する業務執行者等の責任(会社法462条1項)の緩和

「参考資料2」は、経済産業省の「会社法の改正に関する論点について」と題する資料であり、本件諮問に係る論点以外にも改正の必要性が指摘されている論点があるとして、上記2で述べた「会社法の改正に関する報告書」を添付しつつ、複数の論点を挙げている。

「参考資料3」は、弁護士の委員・幹事による「追加検討依頼事項」と題する資料であり、「部会資料1」記載の検討事項以外で、本部会で検討するべき事項が8項目提案されている。

このように、提示されている検討事項は多岐にわたり、審議する論点の選定も必要になるものと見込まれる。

IV. 次回以降の会議の見通し

第2回会議は、2025年5月21日に開催された。同会議の概要も続けて配信予定である。

以 上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 坂本 佳隆 (yoshitaka.sakamoto@amt-law.com)
弁護士 野村 直弘 (naohiro.nomura@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。